

北広島町公告第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

令和4年3月10日

北広島町長 箕野 博司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ千代田店

所在地 広島県山県郡北広島町有田字中頼信1756番地 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋

岡山県岡山市中区清水369番地2

(変更後)

株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信

岡山県岡山市中区清水369番地2

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋

岡山県岡山市中区清水369番地2

(その他未定テナント1店舗)

(変更後)

株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信

岡山県岡山市中区清水369番地2

(その他未定テナント1店舗)

3 変更の年月日

平成29年2月26日（株式会社ザグザグの代表者変更）

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和4年3月10日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

北広島町商工観光課（北広島町有田1122 道の駅舞ロードIC千代田管理棟）

(2) 縦覧期間

令和4年3月10日から令和4年7月9日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年7月9日

(2) 提出先

北広島町商工観光課（北広島町有田1122 道の駅舞ロードIC千代田管理棟）